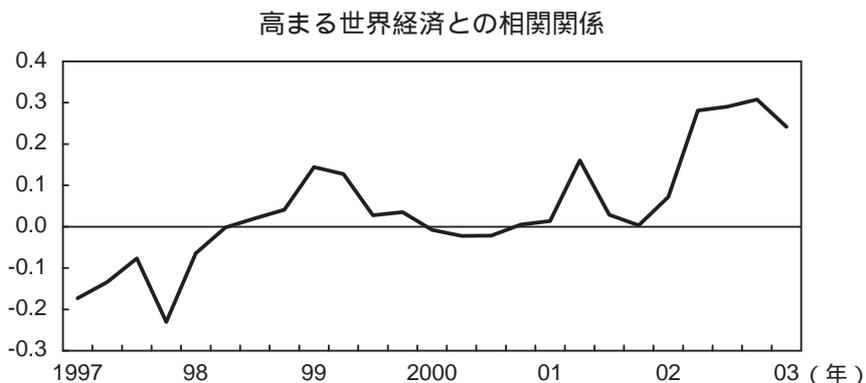
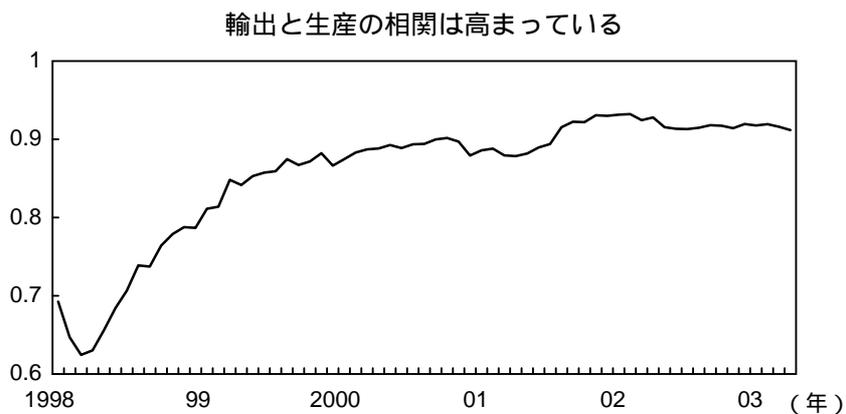


付図1-1 世界経済と日本の相関



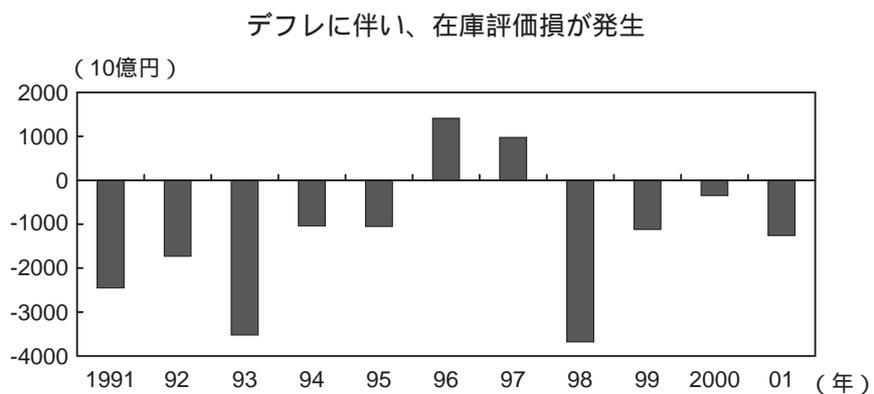
- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、日本銀行「金融経済統計」、各国統計、Datastreamにより作成。
 2. 世界のGDPは、日本、アメリカ、カナダ、フランス、イタリア、ドイツ、イギリス、スペイン、韓国、台湾、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、香港を、ドルベースで積算した。
 3. 相関はそれぞれの時点について過去5年間で範囲とした。

付図1-2 輸出と生産の相関係数



- (備考) 1. 財務省「貿易統計」、経済産業省「鉱工業指数」により作成。
 2. 前年比を用いて、過去3年分の相関係数を算出した。

付図1-3 在庫の再評価額の推移

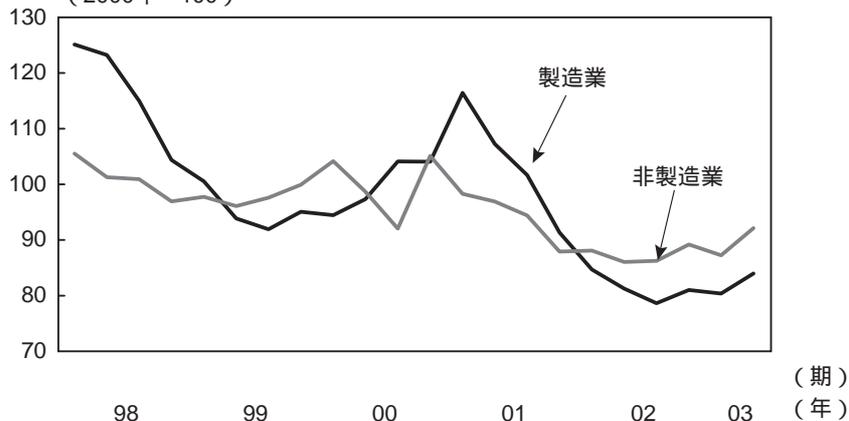


- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」により作成。
2. 民間非金融法人企業の在庫再評価勘定を使用。

付図1-4 設備投資の業種別推移

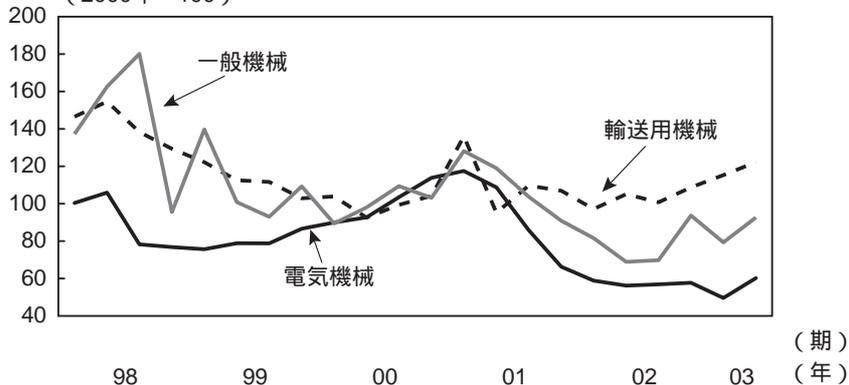
(1) 製造業、非製造業全体

(2000年 = 100)



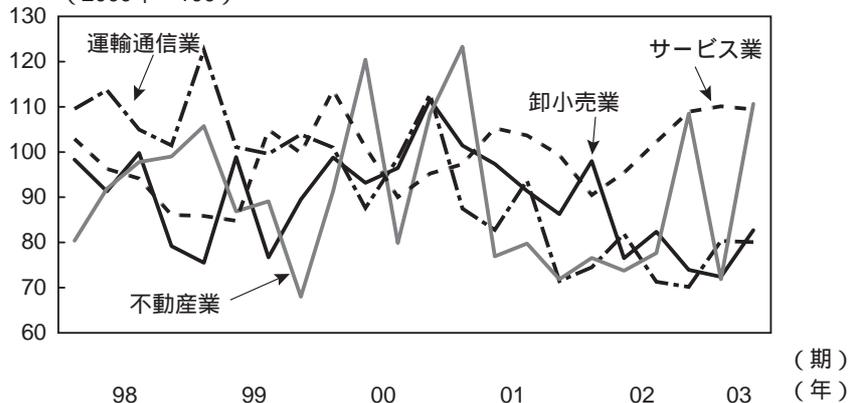
(2) 主な製造業

(2000年 = 100)



(3) 主な非製造業

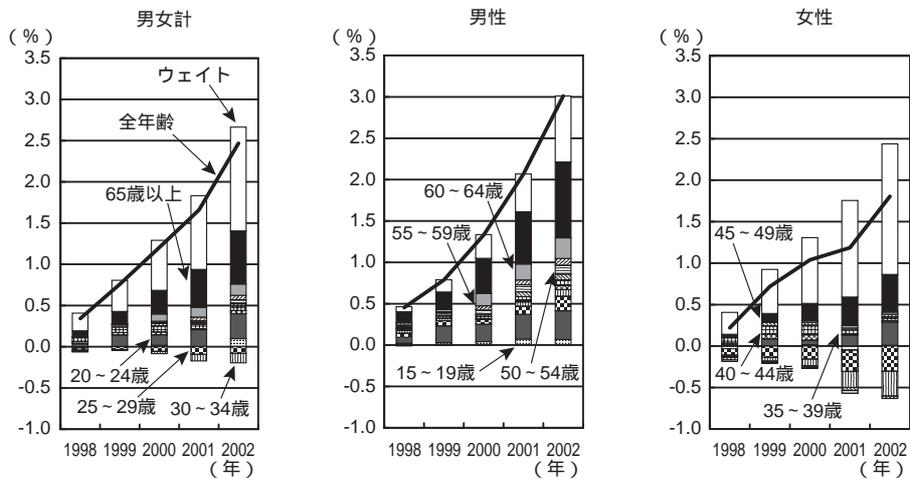
(2000年 = 100)



(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
 2. 製造業、非製造業の各業種の季節調整値は、内閣府試算。
 3. 2000年を100とした指数で名目値。

付図1-5 非労働力率の要因分解

高齢化に伴い非労働力化が進展

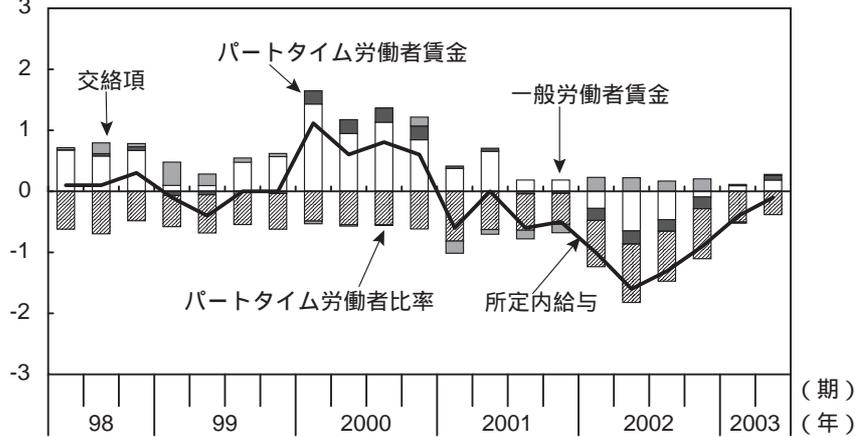


(備考) 1. 総務省「労働力調査」により作成。
2. 97年比。

付図1-6 所定内給与の要因分解

パートタイム労働者比率の上昇が所定内給与を下押し

(前年比寄与度、%)



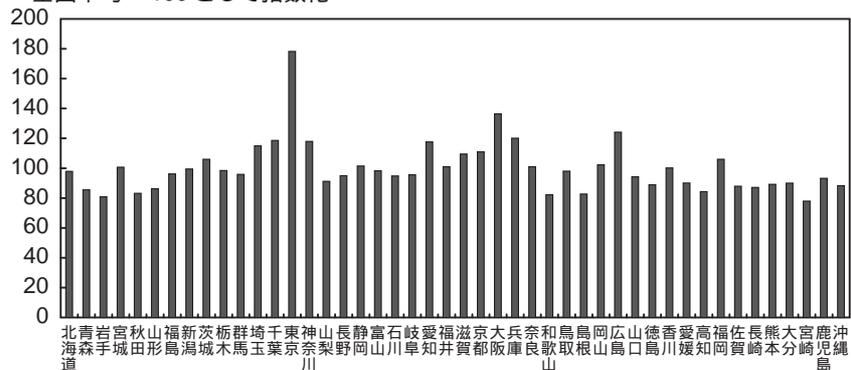
(備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。
2. 数値は調査産業計、事業所規模5人以上。

付図1-7 地代（商業地）の推計

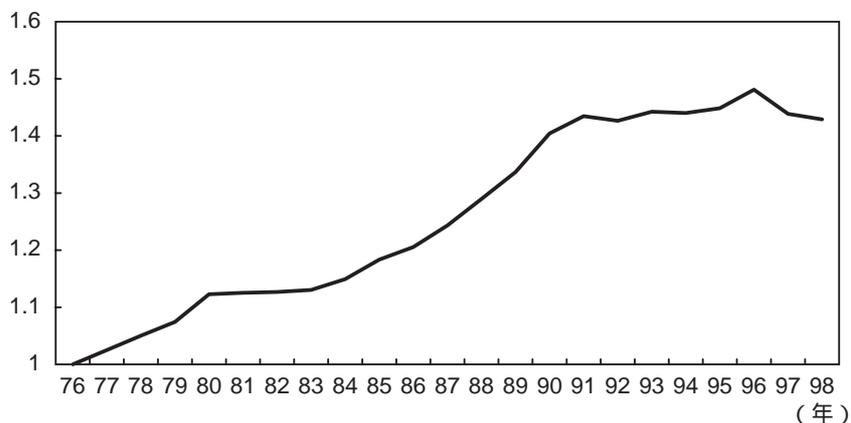
(1) 都道府県別パネルデータ（固定効果モデル）の推計結果

個別効果*

全国平均 = 100 として指数化



時間効果*



* 付注1 - 3の推計結果のうち、都道府県ダミーの係数（個別効果）と時間ダミーの係数（時間効果）＜対数を戻したもの＞。

付表2-1 リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当てを行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸付有価証券、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返）	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分（＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分（＝債務者ベース） （破産更正等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類（～分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	引当カバー部分は分類。担保のカバー状況は分類において勘案される。

（備考）金融庁資料より作成。

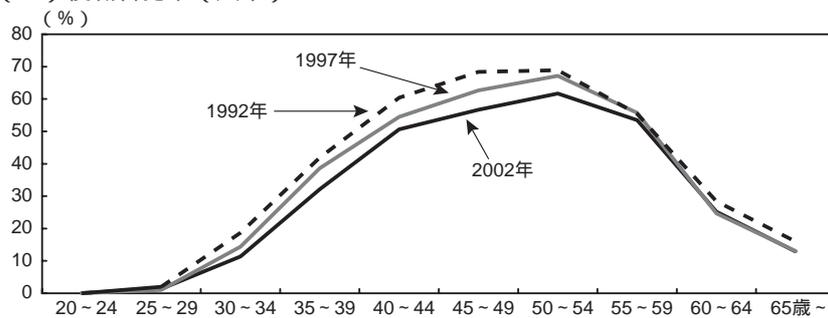
付表2-2 アジア危機諸国の調停委員会と私的整理の状況

	韓国	マレーシア	タイ	インドネシア
調停委員会	企業再建調整委員会（CRCC）	企業債務再編委員会（CDRC）	企業債務再編諮問委員会（CDRAC）	ジャカルタ・インドネシアタイプ・タスクフォース
設立年月	1998年7月	1998年8月	1998年6月	1998年9月
私的整理の状況 （1999年9月時点）				
申請件数	104	53	721	323
受理件数	93	27	406	157
債務再編件数	46	10	157	26
再編された債務の比率	40%	32%	22%	-
（参考）法的整理の状況				
申請件数	48	52	30	88
受理件数	27	34	22	78
債務再編件数	19	12	8	8
再編された債務の比率	8%	-	7%	4%

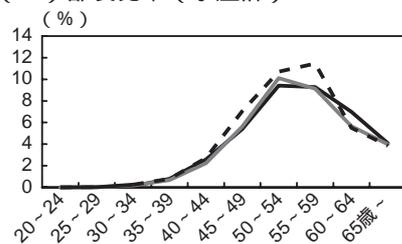
- （備考）1．Meyerman,G.E. [2003]"The London Approach and Corporate Debt Restructuring in East Asia." により作成。
 2．インドネシアとタイの再建件数は、それぞれの委員会を対象とした範囲のみ。
 3．再編債務の比率は金額ベース。

付図2-3 役職者比率の変化

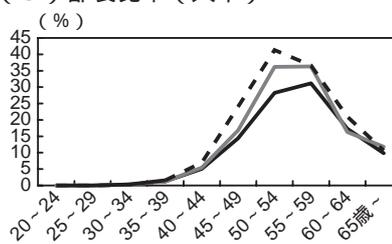
(1) 役職者比率(大卒)



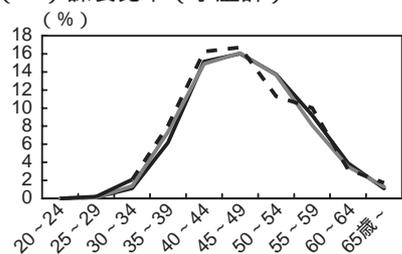
(2) 部長比率(学歴計)



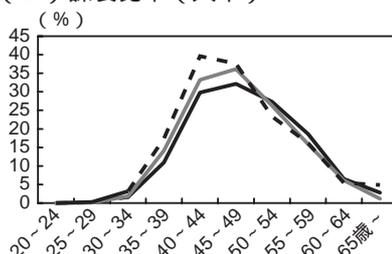
(3) 部長比率(大卒)



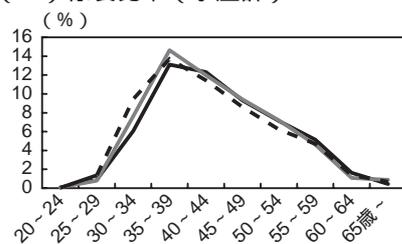
(4) 課長比率(学歴計)



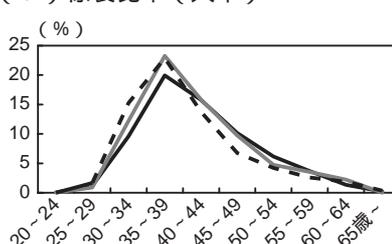
(5) 課長比率(大卒)



(6) 係長比率(学歴計)



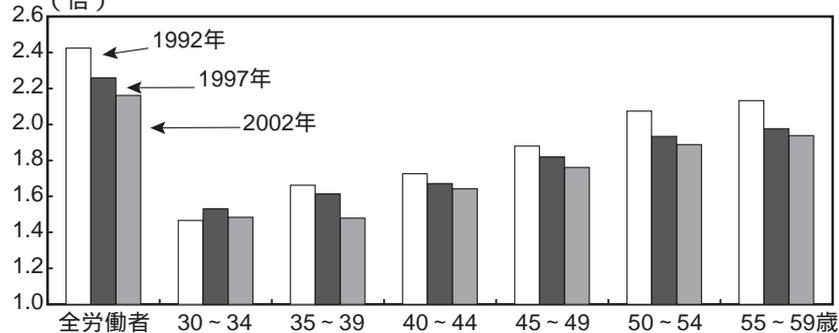
(7) 係長比率(大卒)



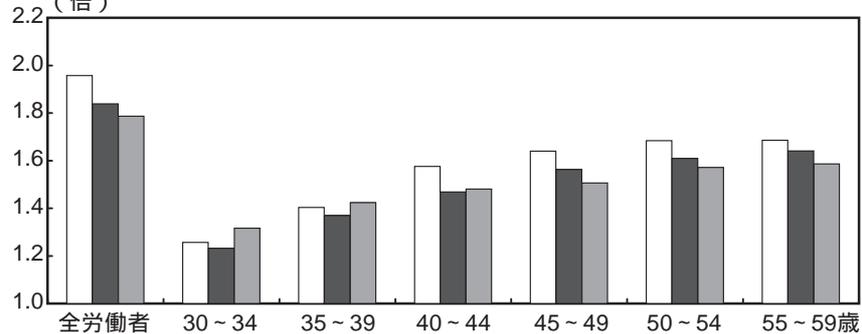
(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」により内閣府で作成。
 2. 役職者は部長、課長、係長のいずれかに就いているもの。

付図2-4 年齢別職階間給与格差の変化

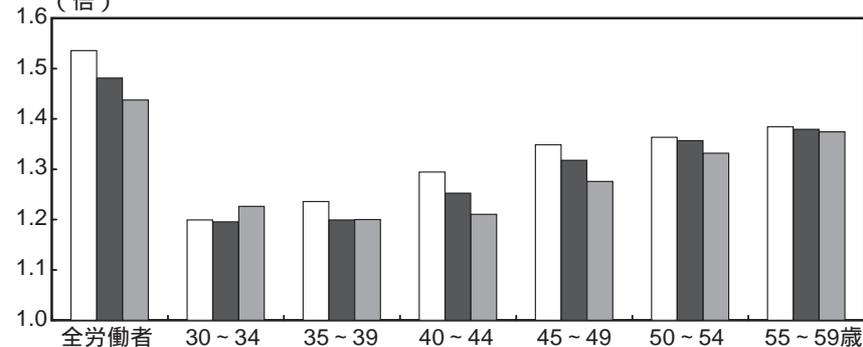
(1) 部長 / 非役職者
(倍)



(2) 課長 / 非役職者
(倍)



(3) 係長 / 非役職者
(倍)



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」により内閣府で作成。
2. 年収 = きまって支給する給与 × 12 + 特別に支給される給与として、年収ベースで計算。

付表3-1 海外諸国における少子化に関する主な取組み

	育児サービス	就業との両立支援	子育てコスト軽減
日本	保育所（0歳～就学前まで） 認可外保育施設（事業所内保育所、ベビーホテル等） 家庭的保育（いわゆる保育ママ）	出産休暇 14週間（給与補償については規定なし、会社の就業規則等による。） 育児休業 1年（雇用保険制度から給与補償30%の育児休業基本給付金の他、育児休業者職場復帰給付金）	児童手当 義務教育就学前の児童を養育している者に支給。（所得制限あり） 第1子 5,000円/月 第2子 5,000円/月 第3子以降 10,000円/月
イギリス	保育所（低所得者層を対象）	出産休暇 18週間、うち6週間は給与補償90%。後の12週間は定額。 育児休業 13週間（無給）	児童給付 16歳未満の子どもを養育する全ての世帯に支給 第1子：15.00ポンド/週 第2子：10.00ポンド/週 （2000年現在）
フランス	集団型保育所（3歳未満の児童対象） 児童園（3歳以上6歳未満の児童対象） 託児所（非定期的、短時間だけの保育施設） 個別保育者（保育ママ）等による保育	出産休暇 16週間（給与補償100%） 育児休業 3年（第1子無給、第2子以降定額）	家族手当 第2子以降について、20歳未満の全ての世帯に支給 第1子：108.85ユーロ/月 第2子：248.32ユーロ/月 第4子以降：139.47ユーロ加算（2002年現在） この他、乳幼児手当、家族補足手当、養子手当等の諸手当有。
ドイツ	全国統一の保育制度はなく、下記のよう なサービスが州ごとに提供されている。 保育所、幼稚園、学童保育所、保育ママ	出産休暇 14週間（給与補償100%） 育児休業 3年（定額、最後の1年は無給。7ヶ月以降、所得制限あり。）	児童手当 18歳未満の子どもを養育する全ての世帯に支給 第1・2子：270マルク/月 第3子：300マルク/月 第4子以降：350マルク/月（2000年現在） この他、出産手当、母親手当（母性保護期間中）、育児手当（育児休業期間中）等の諸手当あり。
スウェーデン	就業前学校（6歳以下） 余暇センター（学齢児を対象にした学童保育所） その他家庭保育所、開放型就学前学校などがある。	出産休暇 12週間（給与補償80%） 育児休業 18ヶ月（12ヶ月は給与補償80%、その後の3ヶ月は定額、3ヶ月は無給） 4週間は男性に義務付け	児童手当 16歳未満の児童のいる全ての家庭に対し支給 第1・2子：950クローナ/月 第3子：1,195クローナ/月 第4子：1,719クローナ/月 第5子：1,900クローナ/月 （2001年現在）

（備考）厚生労働省ホームページ、主任研究者小島宏「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」等を参照。

付表3-2（1） フェルドシュタイン・ホリオカによる分析結果

推計期間	定数項		R ²
1960～1974	0.035 (1.944)	0.887 (11.986)	0.910
1960～1964	0.029 (1.933)	0.909 (15.150)	0.940
1965～1969	0.039 (1.560)	0.872 (8.634)	0.830
1970～1974	0.039 (1.625)	0.871 (9.467)	0.85

付表3-2（2） フェルドシュタイン・ホリオカによる分析の延長推計結果

推計期間	定数項		R ²
1970～1980	0.075 (3.255)	0.755 (8.198)	0.777
1981～1990	0.097 (5.399)	0.614 (7.882)	0.735
1991～2002	0.093 (3.359)	0.597 (4.777)	0.456

付表3-2（3） パネル分析による推計結果

推計期間	定数項		R ²
1970～1980		0.776 (12.415)	0.786
1981～1990		0.513 (9.131)	0.788
1991～2002		0.446 (7.194)	0.751

- （備考）1．OECD「National Accounts」,"Domestic Saving And International Capital Flows" Feldstein=Horiokaにより作成。
 2．回帰式は、 $(I_i/Y_i) = \alpha + \beta(S_i/Y_i)$ とした。なお、I、S、Yはそれぞれi国の粗投資、粗貯蓄、GDPである。
 3．()内はt値である。
 4．(3) パネルデータ分析については、固定効果モデルを採用しているため、定数項アルファは国ごとに異なる。よって、ここでは掲載していない。

付表3-3 主要5カ国の貯蓄率と投資率の関係

国名	定数項		R ²
アメリカ	0.070 (3.830)	0.693 (6.738)	0.602
イギリス	0.078 (3.401)	0.620 (4.753)	0.430
フランス	0.073 (1.409)	0.674 (2.683)	0.247
ドイツ	0.020 (0.701)	0.930 (7.674)	0.655
日本	-0.021 (-0.821)	1.014 (13.016)	0.854

- (備考) 1. OECD「National Accounts」により作成。
 2. 回帰式は、 $(I_i/Y_i) = \alpha + \beta(S_i/Y_i)$ とした。なお、I、S、Yはそれぞれi国の粗投資、粗貯蓄、GDPである。
 3. ()内はt値である。
 4. 推計期間は各国の利用可能なデータ期間である。

付表3-4 各ケースにおける実質経済成長率の推移

(1) 各ケースごとの効果 (%, (%pt))

	現状維持 ケース	経済活性化 ケース	経済活性化 + 出生率向上		現状維持 + 出生率低下	
2010年代	0.3	1.5 (1.2)	1.5	(1.2)	0.3	(0.0)
2020年代	0.4	1.6 (1.2)	1.7	(1.3)	0.3	(-0.1)
2030年代	0.2	1.4 (1.2)	1.6	(1.4)	0.0	(-0.3)
2040年代	0.2	1.4 (1.1)	1.7	(1.5)	-0.1	(-0.4)

(2) 各個別要因別の効果 (%, (%pt))

	現状維持 ケース	労働力率向上	全要素生産性 上昇		出生率向上	
2010年代	0.3	0.8 (0.5)	1.1	(0.8)	0.3	(0.0)
2020年代	0.4	0.8 (0.4)	1.3	(0.9)	0.5	(0.1)
2030年代	0.2	0.6 (0.3)	1.1	(0.9)	0.5	(0.2)
2040年代	0.2	0.5 (0.2)	1.1	(0.9)	0.6	(0.3)

- (備考) 1. 増淵他「社会保障モデルによる社会保障制度の分析」内閣府経済社会総合研究所における「社会保障モデル」をもとに内閣府政策統括官(経済財政・景気判断・政策分析担当)でシミュレーションを行った結果。
 2. 括弧内は現状維持ケースからの乖離(%pt)。

付表3-5 世界の主要な年金改革（1990年代）

分類	改革分野・内容	改革項目	OECD加盟の改革実施国
調整的改革 (マイナー改革)	受給資格	支給開始年齢 拠出期間	日本、ドイツ、フランス、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガルなど (20カ国)
	拠出構造	対象範囲 保険料率 対象所得 拠出者に対する課税等	
	受給構造	年金額算定方式 インデクセーション 最低年金 年金受給に関する課税等	
制度大改革 (メジャー改革)	確定拠出方式へ	公的・民間の役割分担 最低年金 移行方法等	オーストラリア、ハンガリー、メキシコ (3カ国)
	給付建て賦課方式から概念上の拠出建て賦課方式へ	最低年金 移行方法等	イタリア、ポーランド、スウェーデン (3カ国)

- (備考) 1. Anita M.Schwarz, Asli Demirguc-Kunt “ Taking Stock of Pension Reforms Around the World ”(世界銀行, 1999) Richard Disney “ Notional Accounts as a Pension Reform Strategy: An evaluation ” (1999), “ The EU Economy 2001 Review ”(EU, 2001) により内閣府にて作成。
2. 制度大改革を実施する場合に、調整的改革を伴っていることがあるため、調整的改革実施国数には、制度大改革を実施した6カ国を含む。

付表3-6 我が国における医療保険制度一覧

(平成15年4月現在)

制度名		保険者 (平成14年3月末)	加入者数 本人 家族 (平成14年3月末) (千人)	自己負担 割合	保険料率	国庫負担 ・補助	老人保健医療 対象者の割合 (平成14年3月末) (%)	
健康 保険	一般 被 用 者	政管	国	36,299 19,124 17,175	3割 ただし、 3歳未満 2割	8.2%	給付費の13.0% (老健拠出金分 16.4%)	5.6
		組合	健康保険組合 1,722	31,018 14,936 16,081		-	定額 (予算補助)	2.7
	健康保険法 第3条2項 被保険者	国	41 28 14	日額 1級 130円 13級2,640円		給付費の13.0% (老健拠出金分 16.4%)	7.0	
船員保険		国	212 78 134	70歳以上 1割 (一定以 上所得者 は2割)	9.1%	定額	7.8	
各種 共 済	国家公務員	23 共済組合	9,937 4,474 5,463		-	なし	4.3	
	地方公務員等	54 共済組合			-			
	私学教職員	1 事業団		-				
国民 健康 保 険	農業者 等 自 営 業 者	市町村	48,953 市町村 44,770 国保組合 4,183	保 険 者 に よ っ て 賦 課 算 定 方 式 は 多 少 異 な る。	給付費等の 50%	25.3		
		国保組合			166		給付費等の 32~52%	
	被用者保険の 退職者	市町村	3,235		なし			
老人保健		[実施主体] 市町村	(平成14年2月末) 15,675 被用者保険 3,352 国民健康保険 12,323	1割 (一定以 上所得者 は2割)	費用負担 各制度の保険者 66% 公費 34% (公費の内訳) 国：都道府県：市町村 4：1：1 (平成15年9月末まで)	総人口に占め る老人保健医 療対象者割合 (%) (平成14年2月末) 12.3		

(備考) 1. 厚生労働省保険局調べによる。
2. 老人保健の加入者数は速報値である。

付表3-7 確率的フロンティア生産関数による病院の生産性分析結果

被説明変数 1か月当たり患者数	民間+公立 (サンプル数559)	
	係数	t 値
A0 定数項	2.15	17.64
A1 公立ダミー	-0.32	-7.70
労働	0.23	10.79
資本	0.70	28.24
	0.84	23.88

- (備考) 1. 内閣府政策統括官(経済財政・景気判断・政策分析担当)政策効果分析レポート「医療・介護・保育等における規制改革の経済効果 - 株式会社等の参入に関する検討のための試算 - 」
 2. 確率的フロンティア生産関数の考え方については、付注3 - 5参照。